

一般社団法人ふくい美山きときとき隊

役員の報酬並びに費用に関する規程

第 1 章 総 則

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、一般社団法人ふくい美山きときとき隊

(以下、当団体という。) 定款第17条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2. 役員とは、理事及び監事をいう。
3. 常勤役員とは、理事のうち当団体を主たる勤務場所とする者をいう。
4. 非常勤役員とは、役員のうち当団体を従たる勤務場所とする者をいう。
5. 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であってその名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
6. 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 当団体は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員には（別表第1）「常勤役員報酬表」に基づき役員報酬を支給する。
3. 非常勤役員は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 当団体の常勤役員の報酬月額、（別表）「常勤役員報酬表」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は報酬表のうちから代表理事が理事会の承認を得て、決定する。

(報酬等の増額)

第 5 条 前条第1項に定める常勤役員の報酬月額は、年度毎に当団体の業績を踏まえ決定する。

(報酬の支給)

第 6 条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、就業規則に定める方法に準ずるものとする。

(費用)

第 7 条 当団体は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は就業規則に準ずるものとする。

(改正)

第 8 条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和 2 年 8 月 1 日より施行する。

以上

(別表1)「常勤役員報酬表」

号	月額
第1号	100,000
第2号	200,000
第3号	300,000
第4号	400,000
第5号	500,000

号	月額
第6号	550,000
第7号	600,000
第8号	650,000
第9号	700,000
第10号	750,000